Ⅰ章　上位・関連計画

上位計画及び関連計画において掲げられているまちづくりに関する方針及び取り組むべき施策・事業等を以下のように整理します。

1．上位計画における位置づけ

（1）花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【平成 24 年３月（岩手県）】

【概要】
本計画は、商業、工業、住宅等の土地利用の方針を定めており、『快適な居住環境の形成や農村と都市のネットワークの形成』などの基本方針は、本計画と同様の方向性をもっているため、整合を図ります。

【都市づくりの基本理念】
活力と交流を創造する快適都市 イーハトーブはなまき

【都市計画区域の基本方針】
- □ 自然や文化を生かし､すべての人が幸せを感じる「イーハトーブ」の形成
- □ 快適で暮らしやすい健康で生きがいのある暮らしの場としての居住環境の形成
- □ いわて花巻空港の利活用による産業･観光の振興及び都市と地域の住民交流の促進
- □ 都市活動や農村と都市との交流を支える交通・情報のネットワークの形成
- □ 市街地と郊外拠点の連携とにぎわいのある市街地空間の形成

【主要用途の配置方針】

① 商業地

・花巻駅周辺、石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺及び大迫活性化交流センター周辺の商業地は、総合的な都市機能の充実・強化を図ります。
・花巻駅周辺及びその南側に広がる既成商業地は、本区域の中心商業拠点として、商業業務機能の維持と集積を図ります。
・石鳥谷駅周辺及び土沢駅周辺の商業地は、地域生活を支える商業の拠点として、その機能の充実を図ります。
・大迫活性化交流センター周辺の商業地は、日常的な生活サービスを提供する拠点として、その機能を充実を図ります。
・新花巻駅周辺及び花巻空港周辺は、観光客等を迎え入れる玄関口として交通結節機能や観光交流機能の充実を図ります。

② 工業地

・花巻第一工業団地は､その機能の維持・充実を図るとともに、必要に応じて花巻第一工業団地及び花巻機械金属工業団地の隣接において工業地の拡大を図ります。
・花巻第二工業団地については､今後も引き続き企業誘致を進め､早期の工場等の施設立地を図ります。
・高速交通網の要に位置する花巻流通業務団地は、企業誘致を促進し、流通拠点の

形成を図ります。

③ 住宅地

・低層住宅を中心とした計画的な住宅地の形成を図るとともに、住環境を阻害する他用途の混在を規制し、ゆとりある良好な住環境の維持・保全を図ります。

・生活の利便性の高い既存市街地及び縁辺部、かつ、通過交通を抑制した環状道路網内の用地を中心に一団のコミュニティの形成を図ります。

【その他土地利用の方針（災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針）】

・災害が発生する又は災害により被害を受けるおそれがある地域等については、市街化を抑制します。

【交通施設の整備の方針】

① 交通体系・ネットワーク

・道路ネットワークは、既存の交通施設を活かしながら、拠点間の連携、円滑な交通処理、災害時の代替路確保などに資するネットワークの形成を図ります。

・交通環境の整備については、安全性や快適性の向上、生活交通の確保、交流人口の拡大など、地域特性にあわせた整備と活用を図ります。

② 公共交通機関等

・公共交通については、生活交通を維持するため、バス路線の見直しなど、効率的で持続可能な交通システムの整備に努めます。

（２）花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン（地区別土地利用基本方針）

【平成 25 年９月】

【概要】
　総合計画は、市政全般におけるビジョンを定めており、本計画の基本となるまちづくりの方向性との整合を図ります。

【西部森林地域】

・効率的な林業生産に配慮しながら、水源かん養機能や生態系の維持、土砂災害の発生防止に努め、積極的な森林保全を図ります。

【西部地域】

・観光の中心資源である温泉郷などの豊富な観光資源を有することから、無秩序な宅地化を抑制し、優良な農用地の保全を図るとともに、良好な集落環境の形成を図っていきます。

【中部地域】

・商業・業務系の土地利用を中心に住宅地が広がるなど都市的土地利用を主体とした地域であり、すでに基盤が整った既成市街地については、本市の中心的役割を担う地域として、定住人口の誘導を図り、都市機能が充実した、効率的で利便性の高いまちづくりを進めます。

【中部北地域】

・大迫地区を中心に地域の特色を生かした安全なまちづくりを推進するとともに、優良な農用地の保全を図るなど、良好な集落環境の形成を図っていきます。

【中部南地域】

・農用地の保全を図り、良好な集落環境の形成を図るほか、土沢周辺については、地域の拠点として、住宅と商業、事務所機能の調和のとれた土地利用を図ります。

【東部地域】

・早池峰国定公園や早池峰ダム、田瀬ダムを有し、ダムの周囲を国有林や民有林が取り囲むように広がっている地域であり、この豊かな森林資源について、効率的な林業生産に配慮しながら、水源かん養機能や生態系の維持、土砂災害の発生防止に努め、積極的な森林保全を図ります。また、農用地の保全を図り、良好な集落環境の形成を図っていきます。

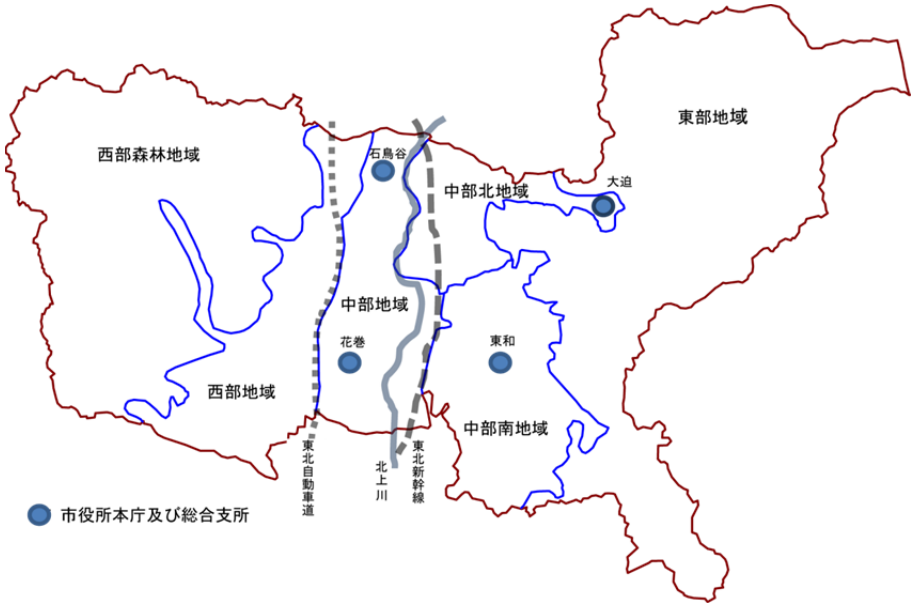

（３）花巻まちづくり総合計画第１期中期プラン【平成 27 年２月】

【概要】
中期プランは、花巻市まちづくり総合計画に掲げた将来都市像を実現するため、目標年次までに取り組む施策の基本的な方向性や数値目標、主要事業を示すものです。
本計画の策定にあたり、まちづくりの具体的な推進策との整合を図ります。

【将来都市像】

「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く
笑顔の花咲く温か都市イーハトーブはなまき」

【重点戦略】

■重点戦略１　人口減少対策

人口減少・少子化に歯止めをかけ、花巻市や花巻市民が将来に向かって元気であり続けるためには、市の未来を担う若者が定住し、安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、住みたい、住み続けたいと感じるような魅力あるまちづくりを進める必要があります。

地場産業の育成・支援や企業誘致による安定した雇用の場の確保を図るとともに、結婚支援や出産・子育て支援の強化、住居対策、地域資源を活かした地域おこし活動に対する支援の充実を図ります。

■重点戦略２　市街地の再生

市街地の魅力を取り戻すため、未利用施設や跡地の再利用を推進し、市街地に必要な都市機能を充実するとともに、すでに基盤が整った既成市街地の優位性を活かして定住人口を誘導し、効率的で利便性の高いコンパクトな街づくりを図ります。

市街地の方々によるまちづくりに行政も参加し積極的に支援するほか、商店街におけるイベント等の支援や観光客の街なかへの誘客により、賑わいの創出を図ります。

■重点戦略３　交流人口の拡大

定住人口の確保を図るだけではなく、市外から人を呼び込むことにより、地域の活性化を図っていくことが必要です。

本市は、恵まれた高速交通網や温泉、偉人、文化遺産などの豊富な観光資源、大規模スポーツ大会等が誘致可能なスポーツ施設や大型宿泊施設などを有しているため、その優位性を活かし、交流人口の拡大に努めます。

■重点戦略４　防災力の強化

地震や風水害等の自然災害に備えて迅速に対応できるよう地域と行政が連携した危機管理体制の強化を図るとともに、道路・橋梁・河川・情報基盤等のインフラ整備を推進します。

【重点化を図る施策（関係する施策の一部）】

■商店街の再生

○商店街のイベント支援
○商店街における憩いの場づくり
○商店街共同施設の整備支援
○新規出店の促進と定着支援

○民間主導による遊休不動産の活用促進
○地域住民による特色を生かした商店街づくりの支援
○先人や歴史を活用した街なか誘導への取り組み支援

■公共交通の確保

○市営循環バス路線の充実　　○民間路線バスの運行支援

■住宅の安定確保

○高齢社会に対応した居住環境の充実　　○良好な市街地住宅の供給
○子育て世帯や新婚家庭等の定住促進
○公共施設等整備にかかる公民連携事業*の導入検討
○公共施設の再配置の検討

■障がい者福祉の充実

○障がい福祉サービスの提供
○障がい福祉サービス提供施設の整備促進

■子育て支援の充実

○子育て相談体制の充実
○子育て家庭等の経済的負担の軽減
○多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実
○待機児童の解消
○地域全体で子育てを支援する意識の啓発
○地域における子育て支援活動の支援
○地域と連携した学童クラブの運営
○子育てサークル、子育てボランティアの育成支援

■就学前教育の充実

○公立保育所、幼稚園の施設整備　　○私立幼稚園の振興に対する支援
○市内全園の保幼一体による就学前教育の推進
○保育、教育の充実

■地域づくりへの参加促進

○地域づくり活動拠点施設の整備
○Ｕ・Ｉ・Ｊ ターン希望者の定住促進

■救急救助体制の強化

○救急救命士、救助隊員の養成　　○救急救助資機材の充実
○医療機関との連携強化　　○市民への応急手当講習の実施

■防犯活動の推進

○管理不十分な空き家の対策

（４）花巻市都市計画マスタープラン【平成 22 年３月】

【概要】
　都市計画マスタープランは、長期的な視点で都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大まかな道筋を示すものです。
　本計画では、都市計画マスタープランと同様、生活サービス拠点として合併前の旧４市町における「まちなか」を総合サービス拠点と定義し、総合的な生活サービス機能を集約して維持・強化を図るとともに、各まちなかの身近に生活サービスが享受できる環境の実現について、相互補完的な対策を実施していきます。

■拠点（活力を創造する都市機能集積地）

【総合サービス拠点】
・行政・商業・業務・文化・福祉などの都市機能が充実し、その都市機能を利用しやすい環境を整備し、住む人、訪れる人の利便性の向上を図る既成市街地を中心とした地区

【コミュニティ拠点】
・日常生活の利便性に配慮したサービス供給機能や、コミュニティ・交流を育む機能の充実を図る地域社会の中心地区

【観光レクリエーション拠点】
・本市を代表する観光地や景勝地として自然環境や歴史的・文化的景観を形成し、交流人口増や市民の余暇の充実のため、訪れやすい、利用しやすい環境整備を図る地区

【工業・流通拠点】
・県南の産業集積の一翼を担い、地域経済を牽引する拠点として、利便性が高く活発な経済活動が営まれる工業・流通拠点の形成を図る地区

■軸（連携と交流を創造する交通網）

【国土連携軸】
・広域的な産業活動や人的交流を支える国土の骨格となる交通軸

【都市連携軸】
・盛岡都市圏や県南都市圏などとの都市間交通を支え、都市機能連携の基盤となる交通軸

【地域連携軸】
・総合サービス拠点間を結ぶ幹線道路の交通の円滑化などを図り、各サービス拠点が有する都市機能の連携促進を支える交通軸

【拠点連携軸】
・総合サービス拠点や主要公共交通施設より観光レクリエーション拠点へアクセスする交通軸

■ゾーン（快適に暮らし、持続的に成長するための土地利用）

【商業・業務・居住複合ゾーン】
・道路や公園、公共下水道などの既存ストックを有効に活用しながら、宅地化の誘導や商業、業務施設の集積を図り、商業・業務と居住が調和した良好な市街地の

形成を図る区域

【農業地居住ゾーン】

・無秩序な市街化を抑制するとともに、農業地が有する食糧生産、環境保全、景観形成などの多面的な機能と調和した居住環境の形成を図る区域

【中山間地居住ゾーン】

・中山間地の地理的条件を活かした農林業を維持しながら、生活利便性の向上を図り、良好な居住環境の形成を図る区域

【工業・流通ゾーン】

・道路や給排水施設、情報通信施設などの産業基盤の充実を図りながら、事業所の立地誘導を進め、利便性の高い産業集積地の形成を図る区域

【自然環境ゾーン】

・生態系の維持や景観の形成、観光レクリエーションへの利活用などに配慮しながら、豊かな自然環境の保全を図る区域

図　　将来都市構造

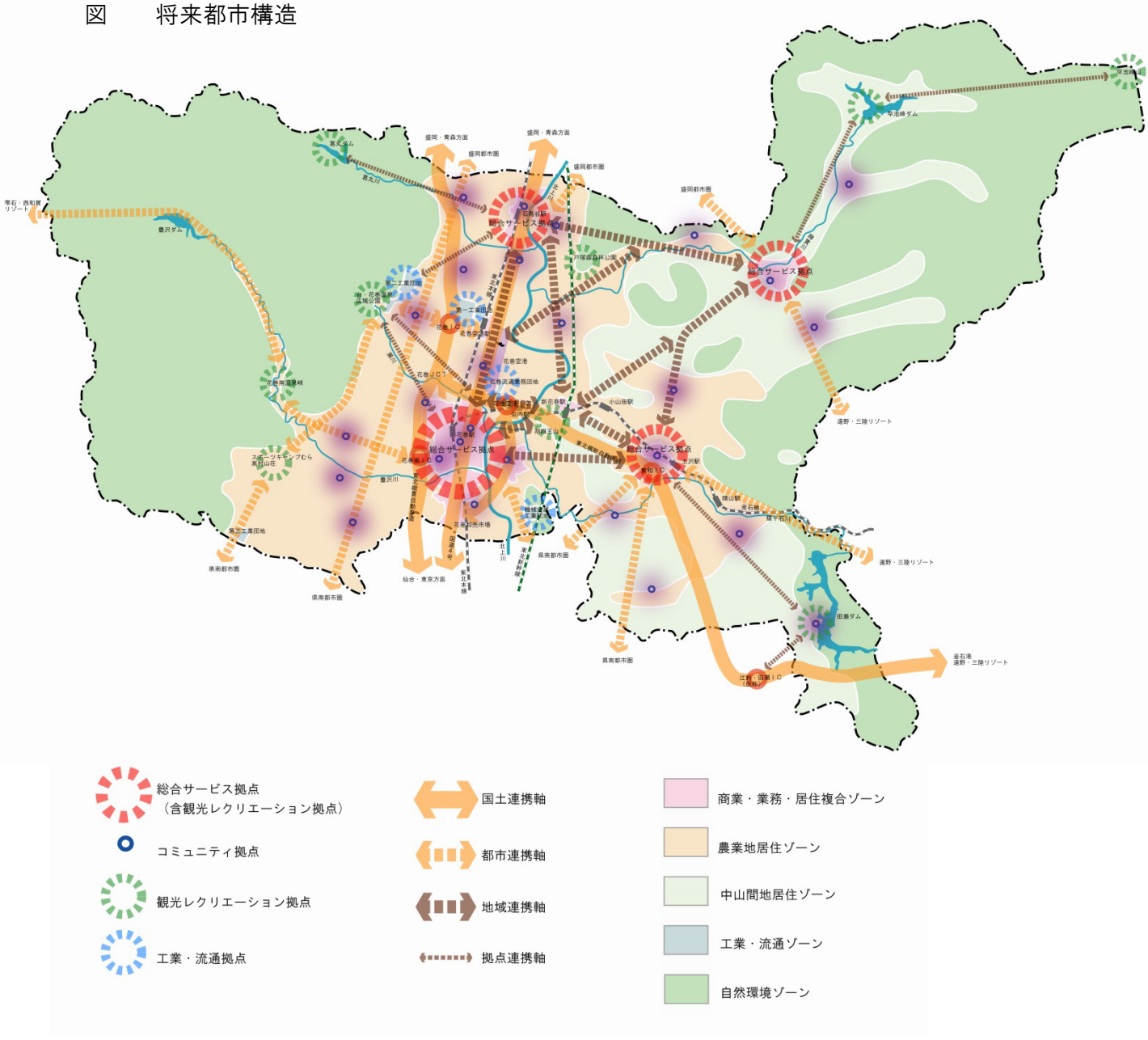

2．関連計画

（1）花巻市公共交通計画【平成 26 年３月】

【概要】

平成19年度に策定した花巻市公共交通基本計画(平成20年度～平成27年度)に基づき、快適で便利かつ持続可能な公共交通サービスの実現を目指してきましたが、その間、廃止を伴う路線バス再編の動きが加速し、一方で、予約応答型乗合交通が浸透するなど、公共交通をめぐる環境が変化してきました。

このような状況を踏まえ、新たなニーズに対応した公共交通施策の指針として、平成25年度に花巻市公共交通計画(平成26年度～平成35年度)を策定し、公共交通を必要とする市民に対し、利用しやすい公共交通サービスの提供を目指しています。

【主な取組】

① 公共交通を必要とする市民に対し、公共交通手段の利便性向上

・利用実態及び地域特性に応じた予約応答型乗合交通の導入及び推進

・予約応答型乗合交通の利便性向上

② 効果的かつ効率的な公共交通ネットワークの構築

・市街地循環バスふくろう号の充実

・幹線路線と主要観光地等をつなぐ路線の確保

③ 参画と協働により公共交通を維持

・公共交通維持のため、地域、公共交通事業者、行政の役割を明確にし、公共交通を支える仕組みづくり

図 公共交通ネットワークの将来像

【現状：平成 25 年】

【将来：平成 35 年】

	H25	H35	備 考
幹線路線	６路線	６路線	運行実績を検証し必要に応じて見直し
支線路線	18 路線	―	支線路線から予約応答型乗合交通へ転換
自主路線	２路線	２路線	民間路線バス事業者の自主採算路線として維持
循環路線	２路線	５路線	４つの中心市街地の循環路線の整備充実
計	28 路線	13 路線	
予約応答型乗合交通	2エリア	市全域へ拡大	

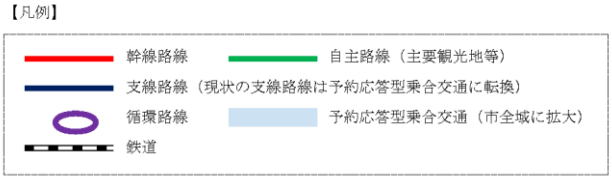

（２）花巻市公共交通基本計画（花巻市公共交通総合連携計画）【平成 20 年３月】

【概要】
平成19年度に花巻市総合計画基本構想におけるまちづくりの基本理念である「強くて優しいまちづくり」の中における公共交通の役割を踏まえ、「市民」、「事業者」、「市」の連携による地域に適した実現性、実効性、持続性のある公共交通ネットワークの構築を目指す「基本計画」（平成20年度～平成27年度）として策定しました。
なお、本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の第５条の規定による地域公共交通総合連携計画として位置付けています。

【目　標】

『公共交通を必要とする市民等にとって、
快適で便利な公共交通サービスを実現し、これを持続可能な形で確保する』

【地域別基本計画】

《花巻地域》

① 公共交通の路線網の確保

〇高齢者の足の確保

・民間路線バスの運行維持
・自主運行バスの効率化（「ふくろう号」の運行経路の変更検討）
・高次医療を支える公共交通の確保（既存路線のルート変更、病院連絡バスの運行へ取り組む）
・公共交通空白地域等の解消（「ふくろう号」の運行経路の変更検討）

〇通学者の足の確保

・小・中学生の足の確保（市スクールバスを適切に運行、民間路線バスも活用して通学の足を確保）
・高校・大学生の足の確保（学校・事業者が運行する駅～学校間等の送迎バスや民間路線バスの活用による通学の足を確保、民間路線バスのダイヤの改善）

〇観光客の足の確保

・観光バス（各種市内観光バスの利用促進）
・交通拠点から市中心部や観光拠点への二次交通の確保
・観光拠点へのアクセス（乗り継ぎ、観光地へのアクセスにも配慮したルートを検討、観光客にも便利な公共交通ネットワークの構築）

② 便利なサービス内容の提供

・「ふくろう号」の運行経路変更の検討し、観光客と一般住民の両者にとって便利なサービスを提供

③ 公共交通利用促進策の継続的な推進

・低床車両や小型車両の段階的導入
・バスを待つ環境の整備や駅などのバス案内表示の改善

④ 地域特性に応じた効果的で持続的な運行運営方式の選択

・市スクールバスへの一般住民の有料による混乗に取り組む
・「ふくろう号」の運行経路の変更検討

⑤ 参画と協働による公共交通の維持と利便性向上への取り組み

・公共交通の利用促進における市民参画の推進

・バス待ち環境の整備・維持等における地域の推進

《大迫地域》

① 公共交通の路線網の確保

〇高齢者の足の確保

・民間路線バスの運行維持（地域間連絡交通を担う路線バスの維持、市路線バス併用のスクールバスへの混乗による一体的運行と便数の集約化、予約応答型乗合交通の導入）

・自主運行バスの効率化（大迫・花巻地域間連絡バスの便数の集約）

・高次医療を支える公共交通の確保（病院連絡バスの運行へ取り組む）

〇通学者の足の確保

・小・中学生の足の確保（路線バス併用の市スクールバスを適切に運行して通学の足を確保）

・高校生の足の確保（路線バスを活用して通学の足を確保）

〇観光客の足の確保

・観光拠点へのアクセス（「あったかいなはん花巻ツアー」の利用を促進するとともに、早池峰山への登山客の足を確保）

② 便利なサービス内容の提供

・予約応答型乗合交通の導入に取り組み、走行時間の短縮

・運賃制度を見直し、市の中心部まで向かうための負担を軽減

③ 公共交通利用促進策の継続的な推進

・低床車両や小型車両の段階的導入

・バスを待つ環境の整備や駅などのバス案内表示の改善

④ 地域特性に応じた効果的で持続的な運行運営方式の選択

・効率的で持続可能な公共交通体系の構築を目指し、路線バス併用の市スクールバスへの一般住民の混乗と便数の集約化や予約応答型乗合交通導入に取り組む

⑤ 参画と協働による公共交通の維持と利便性向上への取り組み

・公共交通の利用促進における市民参画の推進

・バス待ち環境の整備・維持等における地域の推進

《石鳥谷地域》

① 公共交通の路線網の確保

〇高齢者の足の確保

・民間路線バスの運行維持（石鳥谷線、大迫石鳥谷線の運行を維持）

・自主運行バスの効率化（予約応答型乗合交通の導入）

・高次医療を支える公共交通の確保（病院連絡バスの運行へ取り組む）

・公共交通希薄地域の解消（市スクールバスの公共交通路線網として一体化す

ることにより、利便性の向上、効率化と公共交通希薄地域の解消）

〇通学者の足の確保

・小・中学生の足の確保（市スクールバスを適切に運行して通学の足を確保）

〇観光客の足の確保

・「あったかいなはん花巻ツアー」の利用を促進

② 便利なサービス内容の提供

・予約応答型乗合交通の導入に取り組み、走行時間の短縮

③ 公共交通利用促進策の継続的な推進

・低床車両や小型車両の段階的導入

・バスを待つ環境の整備や駅などのバス案内表示の改善

④ 地域特性に応じた効果的で持続的な運行運営方式の選択

・効率的で持続可能な公共交通体系の構築を目指し、市スクールバスへの一般住民の混乗と便数の集約化や予約応答型乗合交通の導入に取り組む

⑤ 参画と協働による公共交通の維持と利便性向上への取り組み

・公共交通の利用促進における市民参画の推進

・バス待ち環境の整備・維持等における地域の推進

《東和地域》

① 公共交通の路線網の確保

〇高齢者の足の確保

・民間路線バスの運行維持（晴山線の運行を維持）

・自主運行バスの効率化（市営バス併用の市スクールバスへの混乗と便数の集約化や、予約応答型乗合交通の導入）

・高次医療を支える公共交通の確保（病院連絡バスの運行へ取り組む）

〇通学者の足の確保

・小・中学生の足の確保（市営バスや市スクールバスを適切に運行、民間路線バスの活用により通学の足を確保）

・高校生の足の確保（民間路線バスと自主運行バスを活用し、通学の足を確保）

〇観光客の足の確保

・「あったかいなはん花巻ツアー」の利用を促進

② 便利なサービス内容の提供

・予約応答型乗合交通の導入に取り組み、走行時間の短縮

③ 公共交通利用促進策の継続的な推進

・バスを待つ環境の整備や駅などのバス案内表示の改善

④ 地域特性に応じた効果的で持続的な運行運営方式の選択

・市営バス併用の市スクールバスへの一般住民の混乗と便数の集約化や予約応答型乗合交通の導入に取り組む

⑤ 参画と協働による公共交通の維持と利便性向上への取り組み

・公共交通の利用促進における市民参画の推進

・バス待ち環境の整備・維持等における地域の推進

（３）花巻市の地域医療ビジョン【平成 27 年２月】

【概要】
　花巻市の地域医療ビジョンは、市民が将来にわたって安心して暮らせるよう、効率的で質の高い医療供給体制を構築するために、将来のあるべき医療供給体制の姿とその実現に必要な施策についてビジョンとして示したものです。
　本計画では、高齢者や障害のある人が安心して生活するための地域医療は欠かすことができないことや、総合的な医療サービスを維持していくことがまちづくりにとって重要であることから、これに関連する施設を誘導施設の一つとして検討するなどの整合を図ります。

【花巻市の医療の現状】

花巻市は、北上市、遠野市、西和賀町とともに岩手中部保健医療圏に属しており、この圏域には北上市に立地する県立中部病院が基幹病院としての役割を担っているほか、花巻市内の総合花巻病院と岩手医科大学附属花巻温泉病院を含む５つの病院が病院群輪番制を実施し地域医療の中核的な役割を担っています。

平成 23 年 10 月 1 日現在の岩手中部保健医療圏の人口 10 万人あたりの一般病床数は 814.5 床であり、岩手県の 942.6 床を下回っており、特に花巻市に関しては、一般病床数 814.9 床のうち、平成 26 年４月１日現在 129 床が休床しており、実際に稼働している病床数は 699 床となっています。今後、７５歳以上の老齢人口のさらなる増加に備え、不足が生じないよう病床の確保に努める必要があります。

花巻市における平成 22 年の医師数は、人口 10 万人あたり 125.7 人となっており、県の医師数 193.7 人や岩手中部保健医療圏の医師数 140.6 人を大きく下回っています。このため、市内のほとんどの病院が勤務医の確保に苦慮しており、病床の一部を休床にせざるを得ない病院も現れているほか、診療科目の不足も生じています。

表　10 万人あたりの施設数、病床数及び医師数（H22、23 年度）

項　　目	花　巻　市	岩手中部保健医療圏	岩　手　県	全　　国
病院施設数	6.9	5.7	7.0	6.7
診療所施設数	71.6	71.8	68.6	77.9
一般病床数	814.9	814.5	942.6	-
医　師　数	125.7	140.6	193.7	230.4

資料：花巻市の地域医療ビジョン、国勢調査、地域経済総覧

【花巻市の地域医療の目指す姿(施策の方向性)】

《取り組み方針》
○病診連携の普及啓発に取り組み、市民の適切な受診行動を促すとともに、花巻市内の中心部において複数の診療科目と入院病床を有する病院（診療所）の確保に取り組みます。
○市民が住み慣れた家庭や地域で療養生活を送れるように、保健・医療・福祉の連携に配慮した「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

《必要と考えられる施策》
○救急医療体制の維持・確保
○医師・看護師等の医療従事者の確保
○医療機能の整備・充実

（４）花巻市子ども・子育て支援事業計画（イーハトーブ花巻子育て応援プラン）

【平成 27 年３月】

【概要】
　花巻市子ども・子育て支援事業計画は、家庭を築き、子どもを産み育てる人々が子育ての喜び楽しさを感じることができ、全ての子どもが健やかに成長できるまちの実現を目的とした計画です。
　本計画は、市民が安心して出産・子育てができる環境の整備を重点項目として捉えており、子育てに関連する施設を誘導施設の一つとして検討するなど整合を図ります。

【目　標】

『子どもが親が地域が育ち子育てに喜びを感じるまちづくり』

□ 子どもが健やかに育つ環境づくり
□ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
□ 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

【基本施策】

① 地域における子育ての支援

・地域における子育て支援サービスの充実　・保育園におけるサービスの充実
・幼稚園における支援の充実　・認定こども園の普及・促進
・子育て支援のネットワークづくり　・学童クラブ、放課後子供教室の充実
・子どもの健全育成　・経済的負担の軽減

② 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

・子どもや母親の健康の確保　・小児医療の充実
・食育の推進　・思春期保健対策の充実

③ 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

・次代の親の育成　・家庭や地域の教育力の向上
・就学前教育の充実　・子どもを取り巻く有害環境対策の推進
・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

④ 子育てを支援する生活環境の整備

・良質な住宅の確保　・安全な生活環境の確保
・安全な道路交通環境の整備　・安心して外出できる環境の整備
・安全・安心なまちづくりの推進

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
・仕事と子育ての両立の推進

⑥ 子どもの安全の確保

・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
・被害に遭った子どもの保護の推進

⑦ 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進

・児童虐待防止対策の充実　・ひとり親の自立支援の推進
・発達相談・支援の充実　・障がい児療育事業の充実

（５）花巻市高齢者いきいきプラン（花巻市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画）

【平成 27 年３月】

【概要】

地域の特性や特色を勘案しつつ、地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築を目指すためのものです。地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら、サービスの種類ごとの見込みや、そのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするための中長期的な視点に立った計画です。

本計画は介護に関連する施設を誘導施設の一つとして検討するなど整合を図ります。

【日常生活圏域の設定】

花巻中央圏域	花巻北地区　花巻南地区 花巻東地区　花巻西地区 矢沢地区　宮野目地区
花巻西圏域	湯口地区　湯本地区 太田地区　笹間地区
大迫圏域	大迫地区
石鳥谷圏域	石鳥谷地区
東和圏域	東和地区

【基本目標・施策】

『高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち』

① 高齢者の積極的な社会参加への推進

○交流機会の充実

・高齢者交流事業の推進　・敬老事業の支援

・老人クラブ活動の支援　・高齢者の福祉活動促進

② 高齢者の健康づくり

○健康づくり・介護予防の推進

・健康づくりの推進　・介護予防の推進（高齢福祉サービス）

○認知症支援対策の充実

・認知症に関する知識の普及と認知症の早期発見及び治療の推進

・認知症地域支援推進員の設置と関係機関とのネットワーク推進

③ 安心して生活できる環境づくり

○生活を支援するサービスの充実

・情報提供・相談体制の充実　・生活支援サービスの充実

・施設サービスの充実

○高齢者権利擁護体制の充実

○地域での見守りのしくみづくり

・地域包括支援センターの設置　・地域ケア会議

・地域で支えるしくみづくり　・医療と介護の連携強化

・地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質向上

・高齢者の居住安定に係る施策との連携

④ 介護サービスの充実

○介護保険サービス（介護給付）

・地域ニーズにあった地域密着型サービスの提供

○地域支援事業

・介護予防の推進　・総合事業の導入　・包括的支援事業の充実

○介護サービスの質的向上

・保険者機能の強化　・サービスの確保・質の向上　・介護サービスの基盤整備

○介護保険事業費の適正化